

西宮市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に定めるもののほか、法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援の事業を行う者（以下「基準該当介護予防支援事業者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の申請)

第2条 基準該当介護予防支援事業者の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、基準該当介護予防支援事業者登録申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 特例介護予防サービス計画費の代理受領に係る申出書（第6号様式）
- (2) 被保険者に係る介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書の写し
- (3) 被保険者に係る被保険者証の写し
- (3) 当該申請者の指定介護予防支援事業者の指定（更新）通知書の写し

(登録)

第3条 市長は、前条の規定による登録の申請を受け、相当と認めるときには、登録を行うものとする。ただし、申請者が事業所の所在する市町村の長より法第58条第1項の指定を受けていない場合にはこの限りでない。

- 2 前項の登録は、基準該当介護予防支援の事業を行う事業所ごとに行う。
- 3 第1項の登録の有効期間は、申請者が法第58条第1項の指定を受けている有効期間とする。
- 4 市長は、第1項の登録をしたときは、当該登録の申請を行った者に基準該当介護予防支援事業者登録通知書（第2号様式）により通知する。

(登録事項の変更等の届出)

第4条 前条第1項の登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、登録された事項に変更があったときは、速やかに登録事項変更届出書（第3号様式）に当該変更の内容を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- 2 登録事業者は、登録に係る事業を廃止し、若しくは休止し、又は再開するときは、速やかに事業廃止（休止・再開）届出書（第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第5条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により登録を受けたとき。
- (2) 当該事業の人員、設備、運営その他の適切なサービスの提供を行うために必要な事項に関する基準に適合しなくなったとき。
- (3) 特例介護予防サービス計画費を不正に請求したとき。
- (4) 法第23条に規定する文書その他の物件の提出若しくは提示又は質問若しくは照会に対し、これに応じず、又は虚偽の回答を行ったとき。

- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に対し、登録取消通知書（第5号様式）により通知する。

(登録事業者に係る情報の提供)

第6条 市長は、必要と認めるときは、登録事業者に係る情報（第4条に規定する変更等の届出に係る情報を含む。）のうち、次に掲げる事項について他の地方公共団体、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。

- (1) 登録事業者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 登録年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。